

令和5年度第1回「さいたま市食の安全委員会」 議事要旨

日時	令和5年5月17日（水） 14時00分～16時00分
場所	大宮区役所 601・602会議室
出席者 （敬称略）	〔委員〕計12名 加藤 雅信／久家 慶子／新藤 みち子／ 高野 伊知郎／田邊 光／中村 啓子／藤野 恵／三枝 明子／ 本山 陽子／森田 万里子／山田 昭夫／横地 弘志 〔関係課〕計7名 塚越参事兼消費生活総合センター所長／戸村食肉衛生検査所長／岡崎 食品衛生課長／近藤参事兼生活科学課長／渋沢農業政策課長／健康教 育課長代理 小泉指導主事／江川桜区役所保健センター所長 〔事務局〕計4名 生活衛生課：小島課長／小島課長補佐兼係長／小澤主査／岡崎主任 〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名
欠席者	〔委員〕計1名 黒須 正平
議題	1 保健衛生局 保健部 生活衛生課長あいさつ 2 委員の自己紹介 3 議事 （1）さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について （2）令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 実施結果について （3）令和5年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 案について （4）その他 4 閉会
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	・次第 ・令和5年度 第1回「さいたま市食の安全委員会」 席次表 ・さいたま市食の安全委員会設置要綱 ・「さいたま市食の安全委員会」第10期委員名簿 ・（参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿 ・（資料1）「さいたま市食の安全委員会」の概要 ・（資料2）さいたま市食の安全基本方針（冊子）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（資料3）令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」の実施結果</li> <li>・（資料4）令和5年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」（案）</li> <li>・（資料5）令和5年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」</li> </ul>
問い合わせ先	さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

### 議事（1）

#### さいたま市食の安全委員会の位置づけ等について

生活衛生課長から、資料1に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

### 議事（2）（3）

#### 令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について 令和5年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について

生活衛生課長から、資料2、3及び4に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

#### <質問・意見等>

- ・資料3の10ページのⅢ－（4）イ）「施設の衛生指導に係る検査の実施」のアクション24について、集団給食施設、食品製造施設等におけるふき取り検査の実績が、目標より多くなっている。ア）「市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施」においては、ほぼ目標と同等の実績だが、この違いは、集団給食施設等に、衛生状況が良くない施設が多かったという意味合いになるのか。
- ふき取り検査の検体数について、例えば一つの施設で作業台やドアノブ等複数箇所をふき取るため、施設によってかなりばらつきはあるが、1施設でも検体数としてはかなりの数となる。それをすべてカウントするのか、それとも施設ごとで、その一つのフロアでどこかふき取ればそれを一つとしてカウントするのか、目標と結果のカウントのベースを合わせる必要があると思っており、現在そういったギャップが生じているというところで理解してもらえればと思う。
- 資料4の10ページのⅢ－（4）イ）「施設の衛生指導に係る検査の実施」のアクション24の目標値についても統一したほうがいいのではないかと。150検体が目標になっているが、検体数の数を上げるために、（1施設でも）多数ふき取りをやれば達成できる。本来、衛生状況を上げるための目標であるのに違和感がある。何か統一できるものがあるのであればしていただきたい。

→今年度の結果の出し方については目標とベースを合わせた結果を出すように努めていきたい。

・資料4のⅠ－(3)ア)「啓発用品による食の安全意識の普及」アクション9、「ウェブや街中の電光掲示板等を活用した啓発」について、令和4年度実績が12回なのに対して、令和5年度目標が2回に戻っている。前の(目標数と実施数のギャップに関する)質疑と同じような内容と思うので、修正いただきたい\*。

※指摘を踏まえ、目標数を12回に修正予定。

・資料4のⅥ－(4)オ)「学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承」について、外国人の方がさいたま市にも住んでいるということもあり、何が何でも日本型食生活ってということではなく、今後の取り組み方にもよるが、学校給食だと大規模になってしまうため、どこかの国の伝統料理等を調理実習等において取り扱うことで、相互理解を深めるような形を学校教育の場で取り上げていただくと、広い視野を持って多様性を認識するような子供の育て方になるかと思う。

→御指摘いただいた外国の料理は、基本的には米飯給食を主体として、週3.5回以上、給食でお米を取り入れて、日本型の食生活も大切にしながら、時折行事食、給食週間というものを設定しており、その期間中、さいたま市の姉妹友好都市の郷土料理、外国の料理を取り入れたり、ワールドカップやオリンピックなどの行事がある際には、外国の料理を取り入れている。また、クリテリウムの開催と合わせて、「フランスの食文化を感じる献立」を、さいたま市内小・中・中等・特別支援学校の全校で実施をしており、外国の食文化については、学校ごとにそういった料理を取り入れるなどの取り組みをしている。引き続き、こちらでも周知していきたいと思う。

→文章の書き方について、日本に軸足を置いた書き方なので、多様性、いろいろな文化があることを尊重しながら、お米の給食といろいろな地域の料理を教育の現場で提供していくといったような、もう少し広げた書き方ができるとよい。一意見として参考にさせていただけたらと思う。

・効果判定について説明の中で出てきたが、やりっ放しではなく、いかにその効果が上がったかを見える化することはとても良いと思う。資料4のⅠ－(3)のアクション10から13の辺りで、色々なキャンペーンをやって、それについてアンケート取るということがあったが、例えばどんな形でアンケートをとるのか、何か今考えているアイデアとか、実際に計画しているものがあれば教えてほしい。

→例えばアクション13の食の安全安心市民講習会において、講習の前後に数問の問題を解いていただき、講習後に同じ問題を解き知識が得られたかを確認する、そういったやり方を考えている。

→会場での紙媒体によるアンケートか。インターネットを利用したアンケートの活用も含め検討いただければと思う。

→アンケートの方法については検討して参りたい。

・資料4のⅠ－(3)「食の安全に関する知識の普及啓発」について、特に、7ページの食中毒予防対策のいろんなキャンペーンとか、市民講習会の開催を計画されていて、前回の1月のこの委員会で、アニサキスの食中毒が非常に多くなっているという話があったが、アニサキス食中毒に関する啓発が必要だと思う。夏場の細菌性の食中毒、冬場のノロウイルス食中毒以外にも、例えば6回の市民講習会のどこかなど消費者に対して、啓発できるように加えていただけたらと思う。

→アニサキス食中毒については、委員御指摘のとおり全国的に多いということもあって、アクションの中で具体名が出ているわけではないが、今年度の食品衛生監視指導計画の中にも入っており、市民講習会においても、アニサキスの食中毒についての講義を行う予定としている。また、食品衛生推進員という制度があり、市が食品衛生の推進に尽力いただく方に委嘱して、啓発等していただくもので、食品衛生推進員の皆様、そして食品衛生協会の食品衛生指導員の皆様においても、アニサキス食中毒が多いということは認識いただいております。このアニサキス食中毒予防の啓発について、推進員、指導員に活動していただくという方向で考えている。

→アニサキスに関する御意見について、1例として御紹介するが、健康科学研究センターで毎年実施しているサイエンスラボにおいて、イカの解剖教室を行っており、アニサキスの食中毒が増えている実情から解剖の際にアニサキス虫体を参加者に実際にお見せしている。

・資料4のⅠ－(3)ア「啓発用品による食の安全意識の普及」アクション9、「外国人向け英語リーフレットの配布」について、新たに入れていただいたが、英語以外の言語についての配布はないのか。

→一番基本となる英語のリーフレットの配布としているが、それ以外の言語についても広げていきたいと考えている。その際は、実際に当市にお住まいの方の国籍の言語について考慮しながら、住民の方に合った言語でのパンフレット作製・配布を検討したい。

#### 議事(4) その他

##### 令和5年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」について

生活衛生課長から、資料5に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

#### <質問・意見等>

・自治会で夏祭りを開催する際に、食べ物の販売に関する手続の資料があったりするの  
か。

→自治会の祭り等については、事前の講習会や衛生指導を行っているので、事前にどうい  
ったものを提供するのかなどのある程度まとまった情報を用意し個別に保健所まで御相  
談いただきたい。

・監視指導計画とは直接関係はないかもしれないが、昨今、地震などが頻発しており、災  
害が起きた場合、食べるものの安全や飲み水の安全に対する取り組みについて、目に見  
えていろいろな文章なり方針なりに書かれていると、漏れがなく対応できてくるかと思  
う。たらいまわしにならないような形で行政やそれに協力していただいている事業者が  
一致団結してその危機を乗り越えられるようにしてほしい。

→食品衛生対策についてはさいたま市の地域防災計画の中で、避難所等で食中毒の発生を  
防止するための措置をとる班を作ることになっており、その班で、対応するといった形  
になっている。

→市民の方たちがそのような対応をどうやったら目に見えるか、わかりやすく理解できる  
かという手法、例えばホームページを活用すると良いと思う。